

引用発明1と周知技術との組合せにあたっての「動機付けの存在の有無」の判断／平成23年（行ケ）第10021号

特許判例研究

作成日2012年11月6日

概要

【判決年月日】	平成23年10月24日	【裁判所】	知的財産高等裁判所 第1部
【事件番号】	平成23年（行ケ）第10021号		裁判長裁判官 中野哲弘
【出願】	特願2003-53245 「積層材料、積層材料の製造方法、積層材料のヒートシール方法および包装容器」		
【Key Word】	進歩性、動機付け		

1. 事例

引用発明1と周知技術との組合せにあたっての「動機付けの存在の有無」の判断

2. 本件発明

(a) 課題

アセプチック包装とチルド包装との異なる包装システムであっても、異なる包装システムの一部を転用若しくは流用すれば、包装システム全体の効率的な運転／運用／操作が可能になり、更には、エネルギーや資材の削減、製造コストの低減に寄与する。

本発明は、上記課題を解決する積層材料、積層材料の製造方法および包装容器を提供することを目的とする。

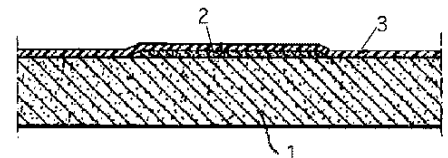
(b) 特許請求の範囲

【請求項1】

少なくとも支持層1及び熱可塑性最内層3からなる包装容器用ウェブ状積層材料であって、

該容器形成のために高周波誘導加熱によりヒートシールされる帯域に、該誘導加熱により発生した熱が該最内層3に伝わるように該支持層1と該熱可塑性最内層3との間に積層された導電性層2を有し、

該導電性層2が、実質的に金属性導電材料からなる高周波誘導によって該ヒートシールに十分な熱を発する無電解メッキ薄膜層であることを特徴とする積層材料。



3. 争点

本件発明と引用発明1との相違点は、導電性層が、本件発明では『無電解メッキ薄膜層』であるのに対して、引用発明1は『アルミ箔層』である。

この相違点に関し、無電解メッキ層が開示されている周知技術を適用することにより、引用発明1の『アルミ箔層』に代えて、『無電解メッキ層』を用いることは当業者が容易に想到した、との認定の誤りについて争われた。



4. 裁判所の判断

引用発明1には、アルミ箔層に代えて、他の材料を使用することに関する記載や示唆を見出すことはできない。

審決が周知技術と指摘する甲14、甲4及び甲5文献には、無電解メッキによって高周波誘導加熱層を製造できることは記載されているものの、これらの文献はいずれも『電磁加熱式調理器具』などに用いられる発熱体に関するものであって、これらの文献に記載された技術的事項を、紙を積層した多層材料から形成される『包装材料の技術』に適用することについては何ら示唆がなく、またアルミ箔に代えて無電解メッキ薄膜を用いることについても何ら記載がない。

以上の通り、高周波誘導加熱するための高周波磁束により渦電流を発生させ発熱体となる導電性層として、「アルミ箔層」に代えて、「非磁性基材上に無電解メッキ法等により磁性メッキ層を形成したもの」を置換することは、引用発明1の属するところの紙を積層した多層材料から形成される包装材料の技術分野において周知技術であるとはいえない。

したがって、引用発明1に甲14、甲4及び甲5文献を適用することによって、本件発明が容易に発明し得たとする審決の判断には誤りがあることになる。

5. コメント

平成12年の審査基準の改訂により「事後的な分析」についての記載が削除され、引用発明や周知技術の組合せが緩和されたことで、審査過程における進歩性のハードルが高くなった。しかしながら、近年では、引用発明や周知技術の組合せにあたって示唆や動機付けが明らかでない場合には、上記組合せの容易性が否定される傾向があり、進歩性のハードルが低くなりつつある。

特許庁は、誘導加熱の発熱体として無電解メッキ層を用いることは周知技術であったことから、金属箔に代えて無電解メッキ層を適用することは、汎用手段の適用にすぎないとして主張していた。

しかしながら、本件発明の技術分野は『包装材料の技術』であるのに対して、特許庁が周知技術として指摘した文献の技術分野が『電磁加熱式調理器具などの家電用電気器具、事務機器用、電線被覆用、除氷用等』であり、そして、高周波誘導加熱により発生させた熱によって、本件発明では『熱可塑性最内層を溶融させてヒートシールを行っていた』のに対して、上記文献では『炊飯器内釜（電磁加熱式調理器具）などの被加熱物の加熱』を行っており、本件発明と周知技術とで技術分野が共通していない点が、汎用手段を転用するにあたっての動機付けがないと判断された一因と思われる。

したがって、引用発明や周知技術との組合せによって進歩性を否定する拒絶理由に対しては、（1）組み合わせられる引用発明や周知技術の技術分野が共通しているか否か、さらには（2）技術分野が共通していない場合には他の技術分野へ課題解決手段の転用を示唆する記載がないか否か、を検討し、これらが否定される場合には、上記組合せが当業者にとって容易ではないとする反論になり得る点に注意すべきである。

以上